

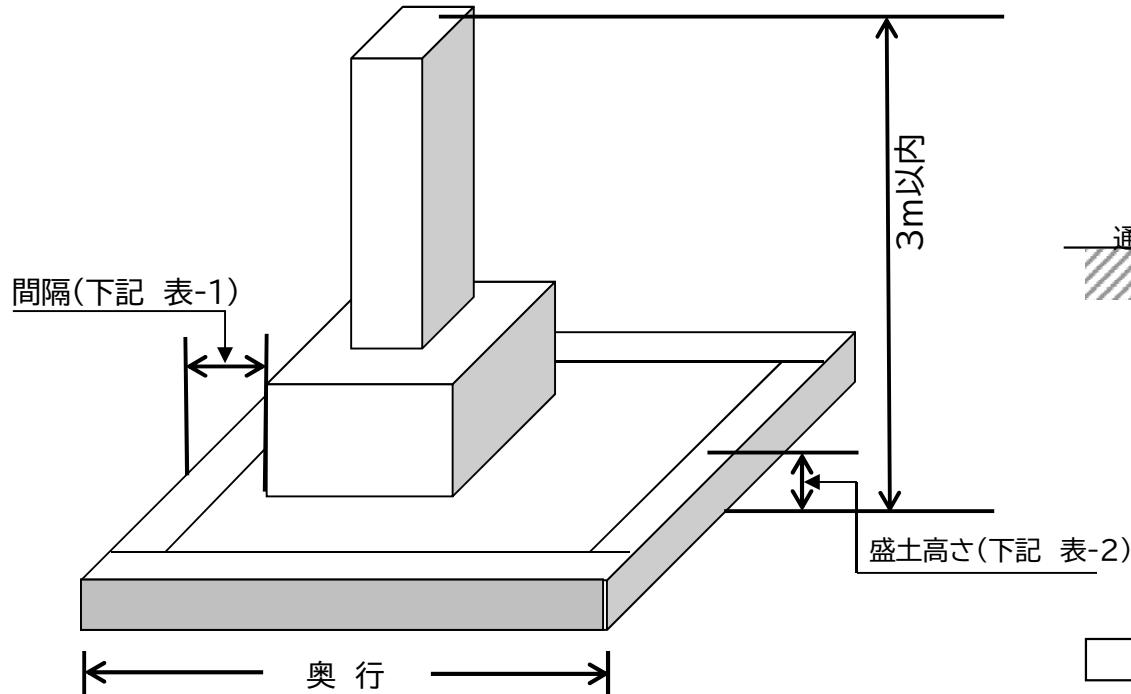
# 普通墓地施設設置基準

根拠条例等:

芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 及び 施行規則

- 工作物の建設・改修・撤去等を行う場合は施設建設施工届・完了届により届け出てその承認を受けること。
- 碑石設置の正面は間口とし、間口の中心線が碑石の中心とすること
- 碑石が洋風の場合もこの基準による

- 施設建設施工届は境界点間の実測数値であること

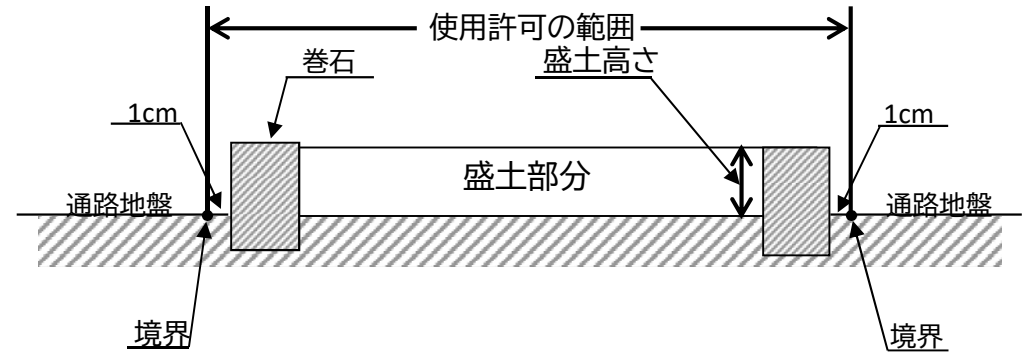


間 隔(表-1)

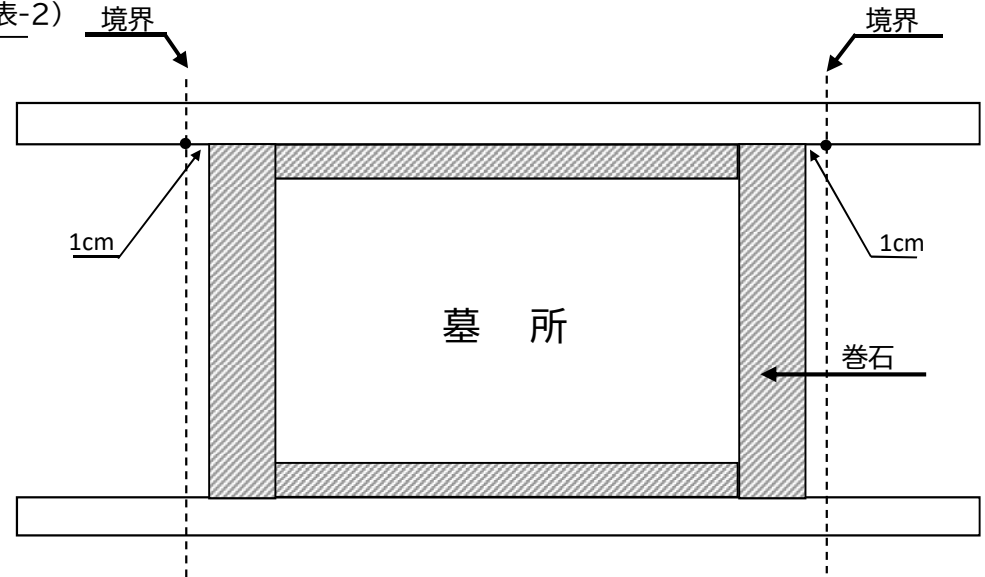
使用面積の奥行	間 隔
1.5m未満	15cm
3m未満	30cm
3m以上4m未満	45cm
4m以上5m未満	60cm
5m以上7m未満	75cm
7m以上	150cm

盛土高さ(表-2)

使用面積	盛土高さ
12㎡未満	15cm
12㎡以上	30cm



- 各区画の境界点は通路側官民境界石の表示とする
- 巻石設置の控えは境界から左右1cmあけることとする  
ただし施工上の都合が必要な場合は2cm以内を限度とする
- 盛土高さの基準点は通路側官民境界石の右端とする



\* 返還・墓石撤去時の注意点 \*

- 当初設置したものは、返還時にはすべて撤去することとする